

## 第X章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

##### < 1 > 大学全体

本学では「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程」<sup>1)</sup>を制定(2011.4.1制定)しており、本学が保有する情報の公開および開示に関し、本学の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的としている。

本学は学則第1条の2「本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」<sup>2)</sup>に基づき、本学における教育研究活動等の自己点検・評価について審議し、これを継続的に実施するため、全学自己点検・評価委員会<sup>3)</sup>を置いている。

この自己点検・自己評価については、委員会の構成員が学部長会メンバーであり月2回開催される学部長会において各学部にて検討・審議されている事項について報告され、改善に向けての意見を学長に具申すると共に、公表方法についても提言することとなっている。

現在、前回の自己点検・評価報告書の内容の全てをホームページ上にて公開しており、学外からもアクセスしやすいように、愛知学院大学のホームページのトップページから直接リンクを設定して公開している。

また、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)」の平成23(2011)年4月1日施行に伴い、愛知学院大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たし、教育の質を向上させる観点から教育情報の一層の公表を促進するため、公表情報の集約し大学ホームページに「大学の情報公開」コンテンツを設け、公開を始めた<sup>4)</sup>。

なお、本学では情報公開を実施するにあたり個人情報保護を図るために、「個人情報の保護に関する規程」(平成18(2006)年制定)<sup>5)</sup>を定め運用している。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

##### < 1 > 大学全体

今回、大学基準協会より示された新たな評価基準に対応した「点検・評価報告書」を作成する方針の検討をすすめる必要があり、内部質保証システムを踏まえた実効性のある体制づくりが必要である。

現在、各学部自己点検・自己評価委員会で出された問題は、学部長会等で諮られ、各学部でさらに検討審議されている。

今後、教育機関としての内部質保証を充実させるには、既述のPDCAサイクルの着実な回転が必要である。このためには、学長のリーダーシップのもと教育改革の一段の加速が不可欠である<sup>6)</sup>。

なお、質保証の一環として「内部監査規程」(平成24(2012)年4月制定)<sup>7)</sup>に基づいて、

内部監査業務を行っている。また、本学の遵法精神の向上を図り健全な発展に資するため、「公益通報に関する規程」(平成 22(2010)年 4 月制定)<sup>8)</sup> を定め、法令違反行為に関する通報及び相談窓口を法人、大学事務局に設置している。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

#### < 1 > 大学全体

本学において内部質保証のシステムの全学的な方針の決定、自己点検・自己評価活動における PDCA サイクルシステムの確立は検討段階ではあるが、従来までは毎年実施される学生による授業評価アンケートを基に、教務委員会、FD 委員会が組織レベルでの点検・評価を行っている。この評価を基に教員個人個人が授業方法の改善に努めるなど、教育の質保証に向けた改善を実施し改善活動に取り組んできている。

平成 25(2013)年度に経済学部の新設に伴い、学内で更なる全学的な教育改革を進めるべく、着実な成果をめざしての改善や改革などを検討している。

現在、今後更に変化と競争の激しい環境になると予測される高等教育の現状の中で、仏教精神に根ざした心の教育という本学の特性を新たな時代に具体化するために大学組織、教育活動全般の改善活動に着手している。

この改善活動の特色は、学長のリーダーシップのもと大学の現状を調査し新たな改善策を検討する改革チームを設け、多角的なデータからの現状把握と分析を行い、改革に向けたグランドビジョンの策定を行っている。

これが本章の随所で触れてきた「教育力で選ばれる大学へ」をスローガンとした教育改革である。

その他、大学事務局を中心に、大学の基礎データ表を各部署より集め、情報を集約してきた。また、平成 22(2010)年度からはそれらの情報を分類・整理し、大学公式サイトから社会に向け情報の発信・公表を開始している。

以上のように、明確なビジョンの提示と全教職員のビジョンの共有化という自律的組織体に向けての動きとなる。教育研究活動の点検から改善方策の立案、具体的実行という自律的・自主的改革の流れ、すなわち内部質保証システムを進める基本の土壌は既に本学では確立されているとあってよく、システムとしては実質的に働いていると考えている。今後は更にそれら活動を新たな内部質保証の必要性和自覚を全教職員が持つことになる。

次に、文部科学省等からの上述の学部・研究科増設の際の指摘として次のような留意事項が附されている。

#### **大学設置審議会関係**

- 平成 16(2004).11(薬学部医療薬学科増設時)  
学生相談室に女性カウンセラーを配置するのが望ましい。
- 平成 19 年(2007).12(心身科学部健康栄養学科増設時)  
学部共通科目として、3 領域連携の重要性を教育する科目を開設すること。

これらの留意事項に対応し、学生相談室に女性カウンセラーを配置するとともに、平成 23(2011)年度からは専任のカウンセラーが 3 名常駐する学生相談室の体制を整えた。

心身科学部健康栄養学科増設の際の留意事項については、平成 22 年(2010)年度より 3 学科共通科目を開設し、是正に向けた取り組みを行い、改善状況の報告を行った。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

#### < 1 > 大学全体

大きな教育改革とまでは言わないまでも、本学の教育の現場及び教育行政の両面から絶えず着実に学生のための改善・改革を行ってきた。

### ②改善すべき事項

#### < 1 > 大学全体

平成 24 (2012) 年 12 月現在、本学には新たな基準に対応した自己点検・自己評価活動に基づく内部質保証システムは整備されておらず、学内における推進体制を明確にし、整備する必要がある。

また、内部監査については現状では科学研究費等の外部資金取得に対しての監査が中心となっており、今後の監査の方法についても検討する余地がある。

前に述べたとおり、本学には現在内部質保証のシステムは十分に整備されていないが、これまでの各種の改革、改善活動を通し、質の向上に努めてきているので、新たな体制のもとでこれまでの活動を、質改善活動に昇華させた新たなシステムを作り上げることが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項（優れている事項）

#### < 1 > 大学全体

平成 26 年 4 月の名城公園キャンパス開設を契機に、全学的に教育改革に取り組む姿勢ができた。

### ②改善すべき事項

#### < 1 > 大学全体

この基準協会の報告書の作成は、本学の教育改革を推進するのに極めて大きな影響を与えたと考えている。教育改革に必要なものはスローガンだけでなく、その着実な実行と成果につながる PDCA サイクルである。既に本章（特にIV章を中心）に触れたように、現段階で本学が改革の手段ないし尺度として作り上げたものは次のものである。

i) 従来からの教員の自己点検・自己評価、ii) 学生による授業評価、iii) 入学生調査、iv) 卒業生調査、これに教育改革の核心にせまる v) 3 つのポリシーの再確認、vi) ポリシー実現のための 3 つの方策と、各学部における進捗状況と今後の計画、vii) 確かな学士力をめざしてのカリキュラムマトリックス。以上 PDCA サイクル回転の準備はでき、次の実行、実施、点検・検討、更なる実行へとつなぐ事になる。

また、大学の第 3 の機能である知の社会への還元としての社会貢献についても、本学の実情を調査し終え、大学がどの分野に本格的に乗り出すかを検討すべき段階となった。

## 4. 根拠資料

#### < 1 > 大学全体

- 1) 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程
- 2) 愛知学院大学学則
- 3) 愛知学院大学自己点検・自己評価委員会規程

## 第Ⅹ章 内部質保証

- 4) 大学ホームページ「情報公開」：<http://www.agu.ac.jp/about/data.html>
- 5) 愛知学院個人情報の保護に関する規程
- 6) 大学だより 182号
- 7) 学校法人愛知学院内部監査規程
- 8) 学校法人愛知学院公益通報に関する規程